

船舶事故調査報告書

令和4年7月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	ウェイクボーダー負傷
発生日時	令和3年9月5日 12時50分ごろ
発生場所	広島県呉市 <small>みまこ</small> 笹子島海岸南西方沖 倉橋港 <small>くらはし</small> 鹿島 <small>かしま</small> 瀬戸防波堤灯台から真方位319° 1.9海里付近 (概位 北緯34°05.6′ 東経132°30.9′)
事故の概要	水上オートバイオーロ・ジャクソン号は、ウェイクボーダーをけん引して遊走中、ウェイクボーダーが錨泊中の船舶に衝突して負傷した。
事故調査の経過	令和3年9月21日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ オーロ・ジャクソン号、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	270-48732広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	重傷 1人（ウェイクボーダー）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、北方に入り込んだ入り江の北部にある笹子島海岸（以下「本件海岸」という。）の南方沖において、本船から出されたロープ（約20～25m）の持ち手（以下「本件持ち手」という。）を握ったウェイクボーダーをけん引して遊走した。</p> <p>船長は、休憩の後、本件海岸で本船に乗り込み、ウェイクボーダーをけん引して約20～30km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で南進し、西側の陸岸から約50m東方沖に錨泊していたプレジャーボート（長さ約7.0m、以下「本件錨泊船」という。）の東方沖に向かい、本件錨泊船から約30m離すように旋回径約20mで右旋回を始めた。</p> <p>本船は、旋回の2周目に、船長が、ウェイクボーダーをときどき見ながら、船首方から左舷方に変わる本件錨泊船との距離に注意して航行していたところ、ウェイクボーダーの手が本件持ち手から離れ、ウェイクボーダーが本件錨泊船に衝突した。</p> <p>ウェイクボーダーは、左鎖骨骨幹部骨折等を負った。</p> <p>船長は、本件錨泊船と十分な距離を空けていると思っていたが、ウェイクボーダーが本件持ち手から手を離すとは思わなかった。</p> <p>ウェイクボーダーは、本事故前、本船の右旋回に伴う大きな遠心力を受けていた。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、ウェイクボーダーをけん引して約20～30km/hの速力で遊走中、船長が、本件錨泊船の約30m東方沖を約20mの旋回径で右旋回しながら航行を続けたことから、ウェイクボーダーが、右旋回に伴う遠心力を受けて、握っていた手が本件持ち手から離れ、本件錨泊船に衝突し、負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、ウェイクボーダーをけん引して約20～30km/hの速力で遊走中、船長が、本件錨泊船の約30m東方沖を約20mの旋回径で右旋回しながら航行を続けたため、ウェイクボーダーが、右旋回に伴う遠心力を受けて、握っていた手が本件持ち手から離れ、本件錨泊船に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、ウェイクボーダーをけん引して旋回する際は、ウェイクボーダーが、遠心力のため、けん引用のロープの持ち手を持っていることができなくなり、離す場合があることを考慮し、障害物の近くで旋回を行わないこと。